

令和3年度野木町人事行政運営等の状

野木町の規定に基づき、令和3年度の野木町の職員人事行政等について、お知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

【採用試験の実施状況】（令和3年度実績）

試験区分	受験者	最終合格者
一般事務	22名	6名
一般事務 (障がい者対象)	0名	—
社会福祉士	1名	1名
保健師	3名	2名

【退職者数】（令和3年度実績）

区分	定年退職	早期退職	普通退職	計
一般行政職	7	0	1	8
技能労務職	1	0	0	1
計	8	0	1	9

◆職員数の状況

【等級別職員の状況】（令和3年4月1日）

	基準となる 主な職務	職員数	構成比
1級	主事 主事補	14名	8.2%
2級	主事	23名	13.5%
3級	主査	43名	25.1%
4級	係長 主任	51名	29.8%
5級	課長補佐	16名	9.4%
6級	課長	14名	8.2%
7級	部長	4名	2.3%
1級	技能労務職	0名	0%
2級		0名	0%
3級		1名	0.6%
4級		5名	2.9%
計		171名	100%

【年齢階層別職員の状況】（令和3年4月1日）

年齢	人数	構成比
19歳以下	0名	0.0%
20歳以上 29歳以下	31名	18.1%
30歳以上 39歳以下	63名	36.9%
40歳以上 49歳以下	40名	23.4%
50歳以上 59歳以下	37名	21.6%
合計	171名	100.0%

◆職員数・定員管理の状況

【部門別職員数の状況】

（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		2年度	3年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	県庁派遣終了(▲1)、人権・男女共同係 と協働のまちづくり係の統合(▲1)
		総務	51	49	▲2	
		税務	12	12	0	
		労働	0	0	0	
		農水	11	10	▲1	県庁派遣終了(▲1)
		商工	4	4	0	栃木土木事務所派遣(1)、技師増員(1)
		土木	15	17	2	
		民生	16	15	▲1	
		衛生	14	14	0	子育て支援係(▲1)
		小計	126	124	▲2	
教育部門	28	30	2	国体推進係の新設(2)		
消防部門	0	0	0			
小計	154	154	0			
公営企業等 会計部門	水道	水道	4	4	0	保健医療係(▲1)
		下水道	4	4	0	
		その他	10	9	▲1	
		小計	18	17	▲1	
合計		172 [198]	171 [198]	▲1 [0]		

(注) 1. 令和3年度地方公共団体定員管理調査による。
2. 職員数は一般職に属する職員数である。
3. [] 内は、条例定数の合計である。

2. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

①人件費の総額

(令和3年度一般会計決算見込)

人口 (令和3年 3月31日 現在)	歳出額	人件費	人件費率
25,233 名	8,542,270 千円	1,487,554 千円	17.4%

②一般職員の給与費

(令和3年度一般会計決算見込)

給料	559,509千円
職員手当	120,259千円
期末勤勉手当	232,742千円
合計	912,510千円

※人件費には、職員給料・手当のほか、町長等特別職、議会議員、各種行政委員等に支給される給与、報酬が含まれています。

③特別職の報酬、手当（令和3年4月1日現在）

区分	給料月額等	備考
給料	町長	702,000円 10%減額
	副町長	589,000円 5%減額
	教育長	568,000円 3%減額
報酬	議長	350,000円
	副議長	280,000円
	議員	260,000円
期末手当	町長	6月期 1.675月分
	副町長	12月期 1.675月分
	教育長	
	計	3.35月分
	議長	6月期 1.675月分
副議長	12月期 1.675月分	
議員		
計	3.35月分	

④職員の平均給料月額及び平均年齢

(令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職 (事務職員、技術職員)	304,700円	40.4歳
技能労務職 (運転手、用務員)	296,700円	53.3歳

⑥職員の経験年数別・学歴別給料月額

(令和3年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,833円	349,800円	388,467円
	高校卒	225,950円	— 円	353,767円

⑦職員の手当状況 (令和3年度実績)

区分	内容		
扶養手当	配偶者	6,500円	
	子	10,000円	
	その他の扶養親族	6,500円	
	16歳から22歳の子1名につき	5,000円加算	
通勤手当	公共交通機関利用	運賃相当額	
	自家用車など利用	2km以上2,000円から	
住居手当	借家	家賃に応じて28,000円以内	
期末勤労手当	支給月	期末手当	勤労手当
	6月期	1.275月分	0.92月分
	12月期	1.275月分	0.92月分
	計	2.55月分	1.84月分
職制上の段階、勤務の級等による加算措置があります。			
退職手当	勤続年数	自己都合	応募・定年
	20年	19.6695月分	24.586875月分
	25年	28.0395月分	33.27075月分
	35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
定年前早期退職者応募認定制度による特別措置があります。			
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		2.6%
	支給総額		132千円
	手当の種類(手当数)		4
時間外手当	3年度	支給総額	47,345千円
		職員1人当たり支給年額	307千円
	2年度	支給総額	44,334千円
		職員1人当たり支給年額	288千円

⑤職員の初任給

(令和3年4月1日現在)

区分	支給額	
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円

⑧勤務時間の状況

- ・始業終業時間

8時30分～17時15分

※勤務の特殊性がある場合は、別に勤務時間を定めます。

- ・休憩時間 12時～13時

⑨年次有給休暇

- ・一の年度において、20日以内
- ・取得状況 平均使用日数9.4日

⑩特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、忌引、交通機関の事故その他特別の事由により勤務しないことが相当と認められる休暇

⑪介護休暇

【概要】

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護で、勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

- ・取得状況 なし

⑫病気休暇

【概要】

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- ・医師等の証明書が必要な病気休暇の取得状況 8名

3. 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業

◆育児休業及び部分休業

【概要】

子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度

- ・育児休業利用状況 10名
(生後3年に達しない子を養育している職員)
- ・部分休業利用状況 3名
(3歳に満たない子を養育している職員が復職した場合に取得できる・勤務しない時間給与減額)

(2) 自己啓発休業

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業する制度

- ・自己啓発休業利用状況 なし

(3) 修学部分休業

地方公務員法第26条の2の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、学校教育法に規定する各種教育施設で、勤務時間の一部を修学のために休業する制度

- ・修学部分休業利用状況 なし

(4) 配偶者同行休業

地方公務員法第26条の6の規定に基づき、配偶者の勤務や修学等の外国滞在に同行するため休業する制度

- ・配偶者同行休業利用状況 なし

4. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

①分限処分制度の概要

地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職をさせることができる制度

②分限処分の状況 3名

(2) 懲戒処分

①懲戒処分の概要

地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、戒告、減給、停職及び免職の処分をする制度

②懲戒処分の状況 なし

5. 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の概要

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、誠実かつ公正に職務に専念する規律

(2) サービス規律の確保のために

- ・地方公務員として相応しい接客等を行うために野木町職員接客マニュアルの実施
- ・野木町人材育成基本方針の実施

6. 退職管理の状況

退職時課長職以上の職員で、令和4年4月1日以降再就職した者 0名

(本町で再任用された者を除く)

7. 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の実施状況(受講者数)

- ・小山地区職員研修協議会研修…159名
- ・栃木県市町村職員研修協議会研修…34名
- ・その他…29名

(2) 職員の人事評価の実施状況

「人事評価制度」を平成28年度から導入・実施し、令和2年度の評価結果については、令和3年度6月期及び12月期の勤勉手当、1月期の昇給に反映しました。

区分	内容
目的	職員の能力及び業績を公正に把握することで、主体的かつ高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理により、組織全体の士気高揚、公務能率の向上、住民サービス向上を図る。
評価対象者	一般職の職員
評価項目	【能力評価】評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価 【業績評価】職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価
評価期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

- ・健康診断
一般健康診断、がん検診、ストレスチェック診断
- ・メンタルヘルス対策
カウンセリングの実施

(2) 労働安全衛生に関する事項

- ・野木町職員衛生委員会の設置

(3) 災害補償の実施状況

①公務災害補償制度の概要

地方公務員法第45条第1項の規定に基づき、職員が公務により死亡、負傷若しくは疾病し、または障害状態になった場合において、補償する制度

②認定件数 1件

(4) 職員互助会への補助の実施状況

- ・職員互助会が実施する職員の福利厚生事業に対し、1人当たり1,500円の補助をしています。

9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、令和3年度に新たな措置要求はなかった。

10. 不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属事案はなく、令和3年度に新たな不服申し立てはなかった。